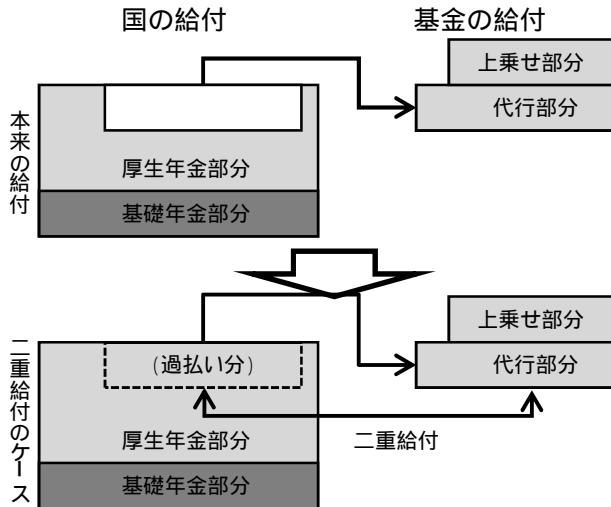


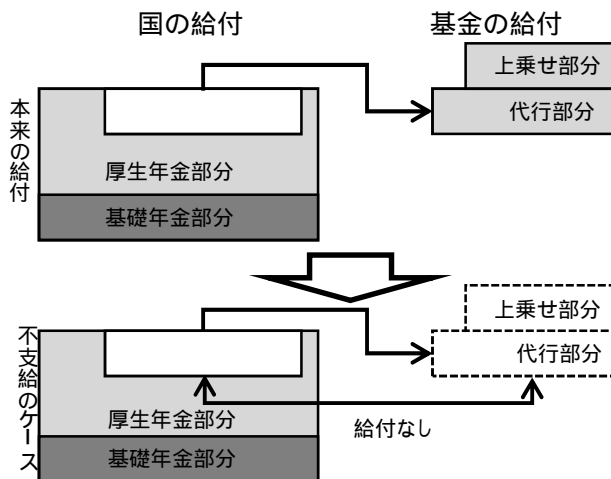
厚生年金基金と国の記録突合せの課題(全体像)

厚生年金基金代行部分が「二重給付による過払い」又は「不支給」となっている事案

D - -イ 二重給付による過払い事案

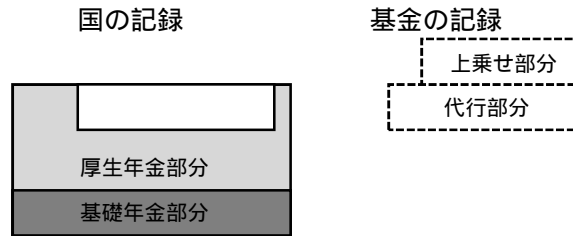


D - -ウ 不支給事案



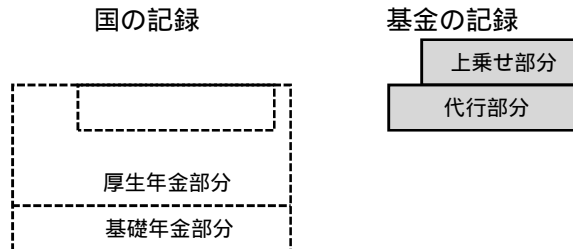
国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案

D - 国又は基金記録がなく突合作業が進んでいない事案 【ケース1】国記録あり、基金(連合会)記録なし



(考えられる原因)
 ・基金番号違いにより誤って送付されている
 ・事業主から基金に届出がされていない
 ・該当者がすでに死亡している(突き合わせ対象外) 等

【ケース2】国記録なし、基金(連合会)記録あり

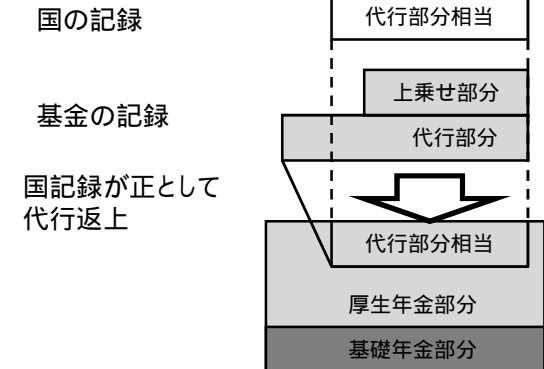


(考えられる原因)
 ・基金番号違いにより送付されていない
 ・種別相違により送付されていない 等

【今後の作業方針】
 上記の両ケースの事案については、死亡者を除く等の処理を行った上で、基金(連合会)から日本年金機構に送付し、機構において基金番号等の再確認等を行った上で再回付する。
 機構における作業を効率的に行うため、上記両ケースの主な原因を分析するためのサンプル調査を行う。
 サンプル調査の詳細について、年金局、機構、連合会で調整中。

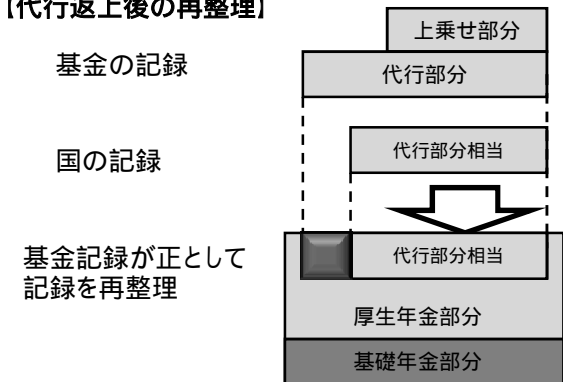
代行返上に係る記録整理により、結果的に誤った国や基金の記録にあわせた事案

D - 代行返上後の記録の再整理 【代行返上時の記録整理】



【事案の概要】
 厚生年金基金の代行返上は平成15年から開始。平成22年度末までで、828基金が代行返上を行っている。
 代行返上時には、国記録と基金記録の突合を行っていたが、代行返上当時のルールでは、基金側が添付できる資料の範囲が狭かったため、結果的に誤った国や基金の記録に合わせたケースが生じている。

【代行返上後の再整理】



代行返上に承継基金からの申請により記録の再整理(及びこれに伴う最低責任準備金の再精算)を行う仕組みがあり、平成23年8月現在で、211基金から申請があり記録の再整理を実施している。

平成 23 年 9 月 6 日

厚生年金基金と国の記録の不一致事例に関する調査について(案)

○ 調査の目的

厚生年金基金の加入員記録（以下「基金記録」という。）と国の被保険者記録（以下「国記録」という。）との突合せにおいて、基金加入の有無に関する記録が異なっている事例について、どのような類型がどの程度の割合で存在するかを調査し、それぞれの発生原因として考えられる背景を分析する。

○ 調査の概要

(1) 平成 23 年 8 月中に年金事務所で受付を行った基金からの調査依頼（一次審査に限る）のうち、各事務センターごとに 20 件（全国で 1,000 件程度）を無作為抽出し、国の被保険者記録（紙台帳、オンライン記録）と基金記録の間で、以下の状況を調査・分類し、それぞれが調査対象の中でどの程度の割合を占めるかを調査する。 → 機構において実施

① 不一致の発生状況

- ・ どの記録の間に不一致があるか（例：紙台帳と基金記録）
- ・ 特定証拠書類の有無
- ・ 国の被保険者記録の訂正履歴があるか
- ・ 不一致記録の発生時期

② 不一致項目

- ・ 基本項目の相違（氏名、基礎年金番号、生年月日、性別）
- ・ 資格記録の相違（期間、報酬、種別）
- ・ 不一致の内容

※ ①と②はクロス表にするイメージ

(2) (1) の調査を行った事例のうち、基金記録誤りと想定されるケースについて、不一致の発生原因として考えられる要因（※）について基金にアンケートを実施。結果を分析する。 → 年金局において実施

※・事業主の届出漏れ（全部・一部）

- ・ 事業主の届出誤り
- ・ 基金における入力誤り 等

○ スケジュール

- ・ 9 月～ 事務センター及び基金に対して調査を実施、とりまとめ
- ・ 11 月目途 検討会において結果をご報告